

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年2月25日提出
【計算期間】	第4特定期間(自 平成25年5月28日至 平成25年11月25日)
【ファンド名】	レアメタル・フォーカス株式ファンド
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目１７番１０号
【事務連絡者氏名】	高畠 泰之
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目１７番１０号
【電話番号】	03-3277-1823
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信／内外／株式に属し、主として国内外の株式に投資し、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のよう分類・区分されます。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
--------	------	--------	-------

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

株式 一般	目論見書または投資信託約款において、株式に主として投資する旨の記載があるものであって、大型株・中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (含む日本)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし ^(注)	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

(注) 属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

■当ファンドは国内外の株式などに直接投資を行います。



b. ファンドの特色

1. 日本を含む世界各国のレアメタル関連企業の上場株式（預託証券を含みます。）を主要投資対象とします。

- ◆銘柄選定および投資比率については、レアメタル市場の動向や関連鉱種の分散、個別銘柄の収益動向、成長性、流動性などを勘案して決定します。
- ◆株式の組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。
- ◆外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

レアメタルとは？

一般的には、『非鉄金属のうち、地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由その他によって抽出困難であるなど、流通量・使用量が少ない鉱種類』とされます。

当ファンドでは、『31鉱種（47元素）（レアアースは17元素を総括して1鉱種として定義）』とします。

－経済産業省 鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会（1984年）の定義－

レアメタル関連企業とは？



当ファンドが投資対象とするレアメタル関連企業とは、レアメタルの鉱山開発・産出、製錬・精製（中間材の製造を含む。）事業などに関わる企業をいいます。

2. 株式（預託証券を含みます。）の運用にあたっては、フランクリン・アドバイザーズ・インクに運用の指図に関する権限を委託します。

◆フランクリン・アドバイザーズ・インクは、米国において65年以上の歴史を持つ独立系資産運用グループであるフランクリン・テンブルトン・インベストメンツの一員であり、米国カリフォルニア州サンマテオを本拠地としています。フランクリン・テンブルトン・インベストメンツは、世界30ヵ国以上に50を超える拠点を有し、多様な運用商品やサービスをグローバルに提供しています。

当ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の株式への投資割合	同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

■原則として、年4回（毎年2月、5月、8月、11月の各月25日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- ◆分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

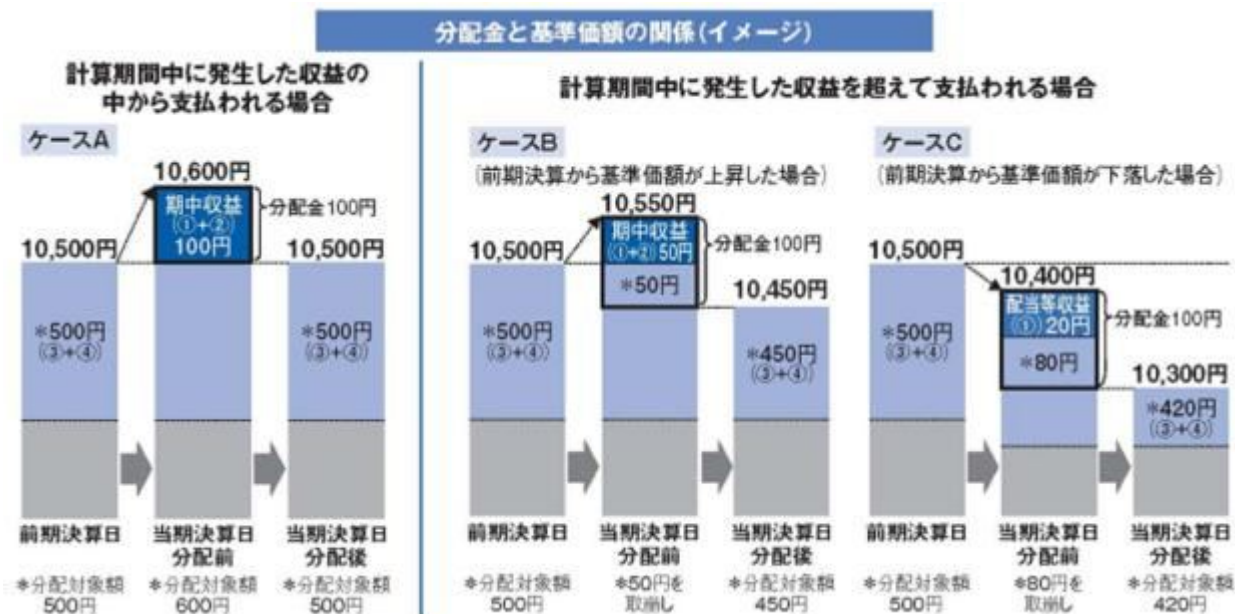
収益分配金に関する留意事項

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケースA：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円＝ 100円

ケースB：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲ 50円＝ 50円

ケースC：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円＝ ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成23年10月28日

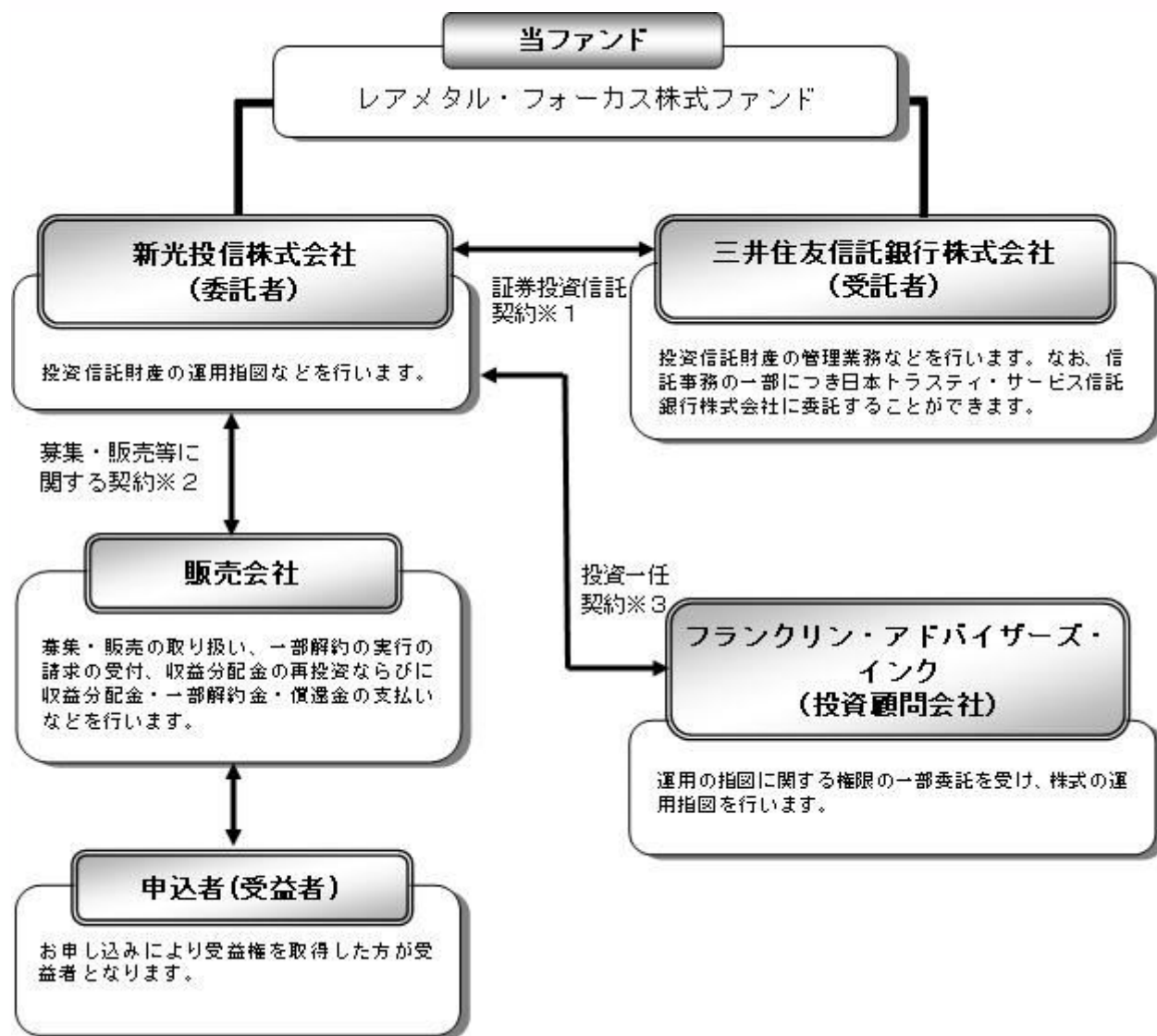
関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成23年11月30日

投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



※1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

※3 投資一任契約

委託者と投資顧問会社との間において「投資一任契約」を締結しており、運用にかかる規定、運用責任の所在、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成25年12月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月 大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得

昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ なし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更
(ハ) 大株主の状況	

(平成25年12月末現在)

株 主 名	住 所	持 株 数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	182,115	9.98
株式会社みずほ証券リサーチ& コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

日本を含む世界各国のレアメタル関連企業の上場株式（預託証券を含みます。）を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

- ① 主として、日本を含む世界各国のレアメタル関連企業の上場株式（預託証券を含みます。）に投資することにより、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。なお、当ファンドにおいてレアメタル関連企業とは、レアメタルの鉱山開発・産出、製錬・精製（中間材の製造を含む。）事業などに関わる企業をいいます。
- ② 株式の銘柄選定および投資比率については、レアメタル市場の動向や関連鉱種の分散、個別銘柄の収益動向、成長性、流動性などを勘案して決定します。
- ③ 株式の組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 株式（預託証券を含みます。）の運用にあたっては、フランクリン・アドバイザーズ・インクに運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑥ 当ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(ハ) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純

資産総額の5%以下とします。

- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（２）【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、約款に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. 有価証券および金融商品の指図範囲等

（イ）委託者（委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、これに関連する事項について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定め

るものをいいます。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c. 先物

（イ）委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

（ロ）委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

（ハ）委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

す。

d. スワップ

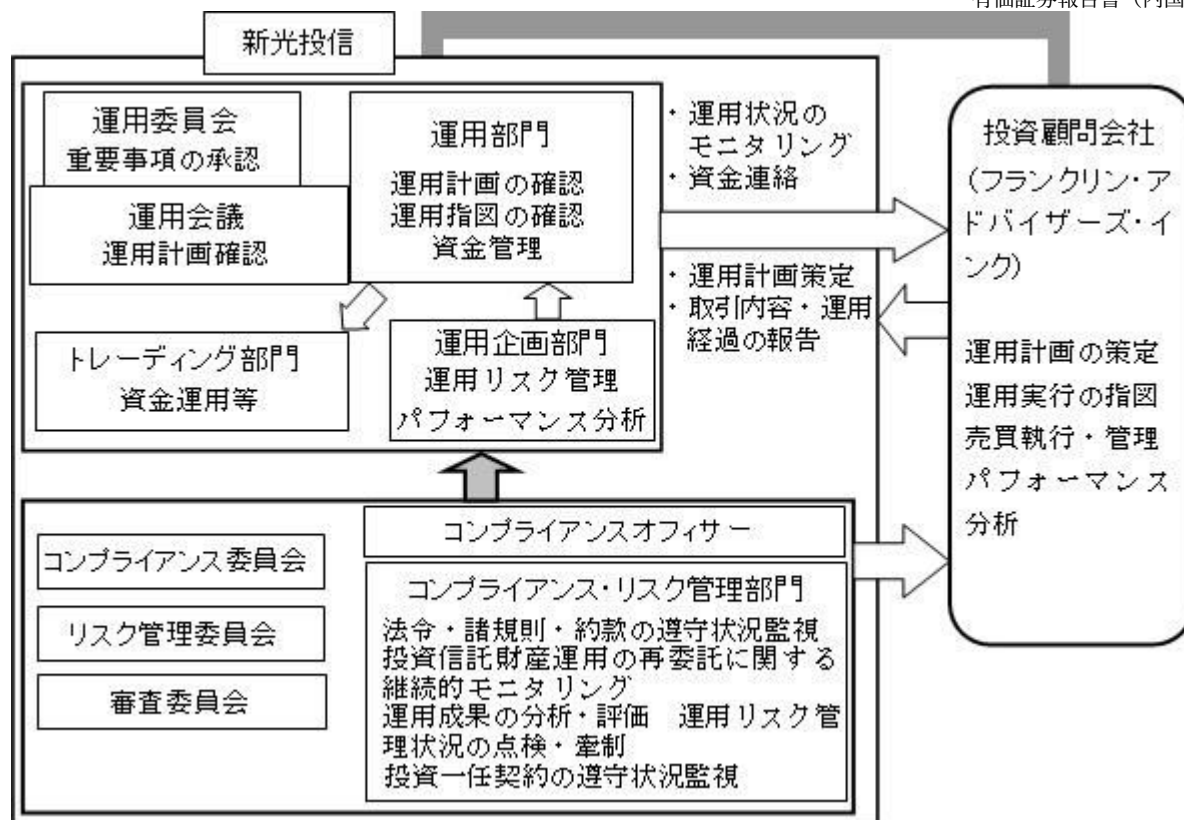
- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引および為替先渡取引

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計が当該保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ホ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



※上記は平成26年 2月25日現在のものであり、今後変更になることがあります。

●PLAN

- ・当ファンドはフランクリン・アドバイザーズ・インクに運用指図に関する権限の一部を委託します。
- ・運用計画はフランクリン・アドバイザーズ・インクにおいて策定されます。運用委員会から権限委嘱された会議体である運用会議ではフランクリン・アドバイザーズ・インクの運用計画の報告を受けます。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

●DO

- ・フランクリン・アドバイザーズ・インクは投資一任契約に基づいて運用指図を行います。

●SEE

- ・コンプライアンス・リスク管理部門（20名程度）は、投資信託財産運用の再委託に関する社内規程に定める再委託先との契約書記載事項と実態との齟齬、再委託先に関する選定基準に該当しなくなる恐れの有無、指図書類と委託内容の齟齬等の事項について継続的なモニタリングを行っております。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス・リスク管理部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款・投資一任契約の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

<受託者に対する管理体制>

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

（４）【分配方針】

- a. 収益分配は年４回、原則として、２月、５月、８月、１１月の各月２５日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。
1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
 2. 分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
 3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- d. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して５営業日まで、受益者に支払われます。
- 「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

（５）【投資制限】

① 投資信託約款に定める投資制限

a. 株式への投資割合

株式への投資割合には制限を設けません。

b. 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、当該投資信託証券のうち取引所金融商品市場（金融商品取引法第２条第17項に規定する金融商品市場をいいます。）ま

たは外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券の時価総額については、合計額の計算においてこれを算入しません。

d. 同一銘柄への投資割合

（イ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

（ロ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（ハ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

f. 投資する株式等の範囲

（イ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

g. 信用取引の指図範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券

5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券

6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

h. 有価証券の貸し付けの指図および範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

i. 公社債の空売りの指図範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

j. 公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

k. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

l. 外国為替予約の指図および範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ロ) 上記（イ）の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ) 上記（ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

m. 資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約

に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

n. 利害関係人等との取引等

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となっていくものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

（ロ）受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

（ハ）委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

（ニ）上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

② 法令に定める投資制限

a. 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

（１）ファンドのもつリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券などに投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に投資した場合、為替相場の変動などの影響も受けます。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

a. 株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b. 特定の業種への投資リスク

当ファンドは、特定の産業（テーマ）に属する企業へ重点的に投資するため、幅広い業種や銘柄に分散投資を行うファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

c. 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドは新興国通貨建証券にも投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。

d. カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。

e. 流動性リスク

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f. 信用リスク

有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなる場合があります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

g. 金利変動リスク

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

h. 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

（イ）当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（ロ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

ります。

（ハ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

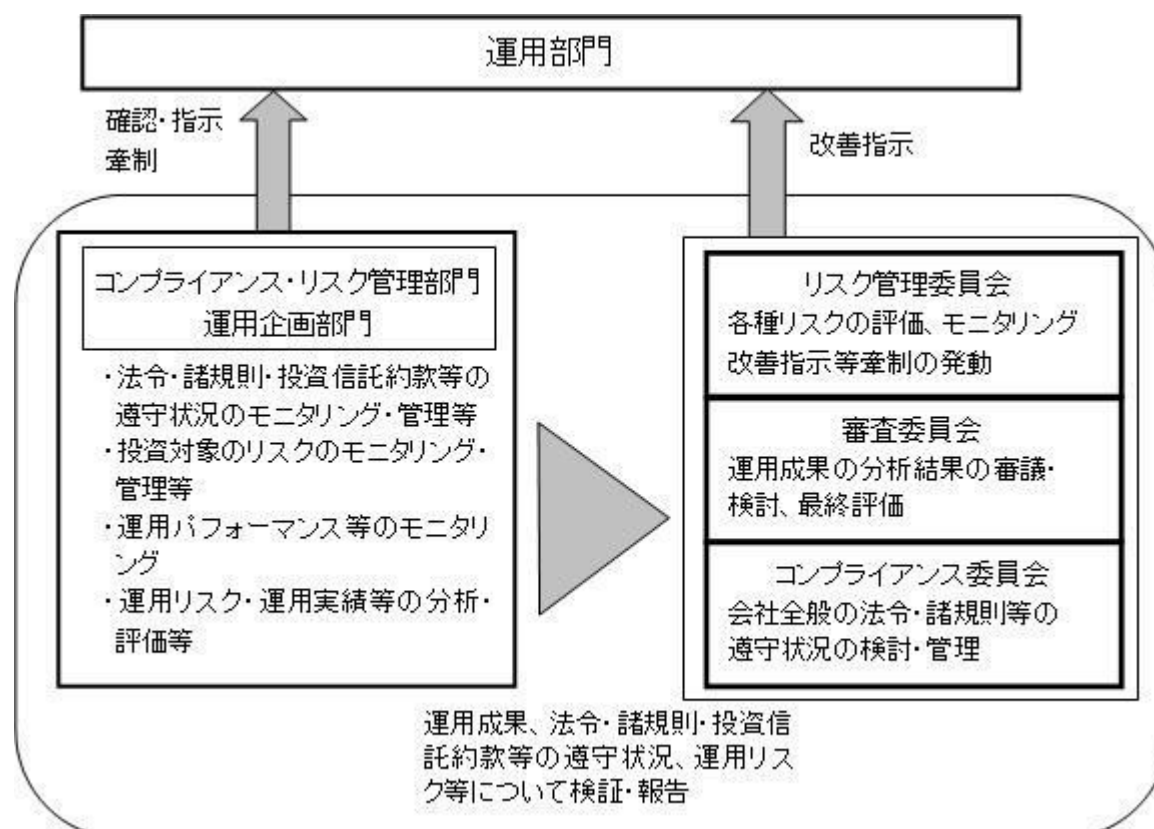
（ニ）短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

（ホ）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

（２）リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。

運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



※上記は平成26年 2月25日現在のものであり、今後変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%^{*}（税抜3.0%）を上限とし

て販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（５％）が含まれます。

＊消費税率が８％となった場合には、３.２４％となります。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」^{※１}または「償還前乗り換え」^{※２}によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

※１「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

※２「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

（２）【換金（解約）手数料】

a. 解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

b. 信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に０.３％の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

※「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

（３）【信託報酬等】

当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率１.９２１５％^{*}（税抜１.８３％）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

<信託報酬の配分>

	信託報酬（対純資産総額・年率）
委託者 ^{（注）}	１.０８％（税抜）
販売会社	０.７０％（税抜）
受託者	０.０５％（税抜）

＊ 消費税率が８％となった場合には、年率１.９７６４％となります。

（注）委託者の信託報酬には、運用の指図に関する権限の委託（運用の再委託）を受けた投資顧問会社（フランクリン・アドバイザーズ・インク）に対する報酬（年率0.68%）が含まれています。

（４）【その他の手数料等】

- a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
 - b. 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
 - c. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。
 - d. 「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。
- ※手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

a. 個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ロ）一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ハ）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算が

できます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合＞

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c. 個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

（ニ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。（前述の「収益分配金に関する留意事項」をご参照ください。）

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しましては非課税扱いとなります。

※税法が改正された場合等は、上記「（5） 課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めしま

す。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

(平成25年12月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	12,054,575	15.82
	カナダ	15,844,030	20.80
	チリ	2,298,661	3.01
	ベルギー	3,411,576	4.47
	アイルランド	1,779,514	2.33
	イギリス	4,203,280	5.51
	ロシア	1,584,960	2.08
	ケイマン諸島	2,191,795	2.87
	オーストラリア	15,982,410	20.98
	南アフリカ	11,445,484	15.02
	小計	70,796,285	92.94
新株予約権証券	オーストラリア	67,114	0.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	5,302,885	6.96
純資産総額		76,166,284	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

(平成25年12月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	アメリカ	株式	MOLYCORP INC	素材	13,088	492.17	6,441,538	582.8066	7,627,774	10.01
2	南アフリカ	株式	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LIMITED	素材	3,800	1,216.61	4,623,139	1,211.2100	4,602,598	6.04
3	カナダ	株式	PLATINUM GROUP METALS LIMITED	素材	40,300	137.78	5,552,856	113.1830	4,561,275	5.98
4	イギリス	株式	JOHNSON MATTHEY PLC	素材	745	5,678.47	4,230,465	5,641.9865	4,203,280	5.51
5	ベルギー	株式	UMICORE	素材	700	4,750.38	3,325,271	4,873.6800	3,411,576	4.47
6	オーストラリア	株式	ILUKA RESOURCES LIMITED	素材	4,200	839.16	3,524,472	793.4723	3,332,584	4.37
7	オーストラリア	株式	ALKANE RESOURCES LIMITED	素材	82,000	34.49	2,828,902	32.6340	2,675,988	3.51
8	南アフリカ	株式	NORTHAM PLATINUM LIMITED	素材	6,100	407.00	2,482,740	418.9185	2,555,403	3.35

9	アメリカ	株式	MATERION CORPORATION	素材	800	3,017.31	2,413,852	3,185.9387	2,548,751	3.34
10	オーストラリア	株式	LYNAS CORPORATION LIMITED	素材	86,000	29.37	2,525,871	28.9043	2,485,778	3.26
11	カナダ	株式	CANADA LITHIUM CORPORATION	素材	67,600	39.86	2,694,543	35.4311	2,395,149	3.14
12	チリ	株式	SOCIEDAD QUIMICA Y MINERA DE CHILE-ADR	素材	850	2,611.56	2,219,829	2,704.3070	2,298,661	3.01
13	南アフリカ	株式	ROYAL BAFOKENG PLATINUM LIMITED	素材	3,900	607.60	2,369,667	588.5879	2,295,493	3.01
14	ケイマン諸島	株式	CHINA RARE EARTH HOLDINGS LIMITED	素材	153,600	16.71	2,567,531	14.2694	2,191,795	2.87
15	カナダ	株式	EASTERN PLATINUM LIMITED	素材	312,700	6.88	2,154,315	6.8893	2,154,315	2.82
16	オーストラリア	株式	TRONOX LIMITED-CLASS A	素材	850	2,218.46	1,885,691	2,427.1317	2,063,062	2.70
17	オーストラリア	株式	BASE RESOURCES LIMITED	素材	52,541	39.16	2,057,547	38.6945	2,033,052	2.66
18	南アフリカ	株式	ANGLO AMERICAN PLATINUM LIMITED	素材	500	3,935.93	1,967,966	3,983.9800	1,991,990	2.61
19	アメリカ	株式	ALLEGHENY TECHNOLOGIES INC	素材	500	3,575.88	1,787,941	3,756.1000	1,878,050	2.46
20	アイルランド	株式	KENMARE RESOURCES PLC (UK)	素材	52,600	32.75	1,722,847	33.8310	1,779,514	2.33
21	ロシア	株式	MINING AND METALLURGICAL COMPANY NOR-ADR	素材	900	1,567.14	1,410,434	1,761.0666	1,584,960	2.08
22	オーストラリア	株式	MINERAL DEPOSITS LIMITED	素材	6,300	242.42	1,527,271	237.7620	1,497,901	1.96
23	オーストラリア	株式	WESTERN AREAS LTD	素材	6,500	212.58	1,381,817	219.1140	1,424,241	1.86
24	カナダ	株式	AVALON RARE METALS INC	素材	22,600	64.95	1,468,033	60.0361	1,356,818	1.78
25	カナダ	株式	RARE ELEMENT RESOURCES LIMITED	素材	6,500	162.30	1,054,954	177.0552	1,150,859	1.51
26	カナダ	株式	NORTH AMERICAN PALLADIUM LIMITED	素材	14,700	50.19	737,854	74.7991	1,099,548	1.44
27	カナダ	株式	IVANHOE MINES LIMITED	素材	5,000	201.76	1,008,805	191.9190	959,595	1.25
28	カナダ	株式	QUEST RARE MINERALS LIMITED	素材	17,700	49.21	871,017	52.1625	923,278	1.21
29	カナダ	株式	MIDAS GOLD CORPORATION	素材	10,200	72.83	742,875	70.8624	722,797	0.94
30	カナダ	株式	GREAT WESTERN MINERALS GROUP LIMITED	素材	70,500	7.87	555,089	7.3815	520,396	0.68

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

外貨建資産の単価及び金額は、平成25年12月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

ロ.種類別及び業種別の投資比率

(平成25年12月30日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	素材	92.94
新株予約権証券	—	—	0.08
合計			93.03

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成24年 5月25日）	242,773,326	242,773,326	0.7898	0.7898
第2特定期間末（平成24年11月26日）	126,726,008	126,726,008	0.7363	0.7363
第3特定期間末（平成25年 5月27日）	101,230,473	101,230,473	0.7053	0.7053
第4特定期間末（平成25年11月25日）	85,969,043	85,969,043	0.6320	0.6320
平成24年12月末日	127,164,070	—	0.7854	—
平成25年 1月末日	129,764,241	—	0.8458	—
2月末日	117,544,166	—	0.8050	—
3月末日	109,788,300	—	0.7533	—
4月末日	103,404,672	—	0.7095	—
5月末日	101,207,641	—	0.7051	—
6月末日	82,830,990	—	0.5955	—
7月末日	90,525,971	—	0.6495	—
8月末日	89,121,228	—	0.6394	—
9月末日	93,964,520	—	0.6807	—
10月末日	89,160,258	—	0.6554	—
11月末日	76,751,263	—	0.6244	—
12月末日	76,166,284	—	0.6474	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成23年11月30日～平成24年 5月25日	0.0400
第2特定期間	平成24年 5月26日～平成24年11月26日	0.0000
第3特定期間	平成24年11月27日～平成25年 5月27日	0.0020
第4特定期間	平成25年 5月28日～平成25年11月25日	0.0000

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成23年11月30日～平成24年 5月25日	△17.0
第2特定期間	平成24年 5月26日～平成24年11月26日	△6.8
第3特定期間	平成24年11月27日～平成25年 5月27日	△3.9
第4特定期間	平成25年 5月28日～平成25年11月25日	△10.4

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成23年11月30日～平成24年 5月25日	347,203,295	39,800,000
第2特定期間	平成24年 5月26日～平成24年11月26日	19,212,630	154,500,000
第3特定期間	平成24年11月27日～平成25年 5月27日	9,242,264	37,820,000
第4特定期間	平成25年 5月28日～平成25年11月25日	297,692	7,800,000

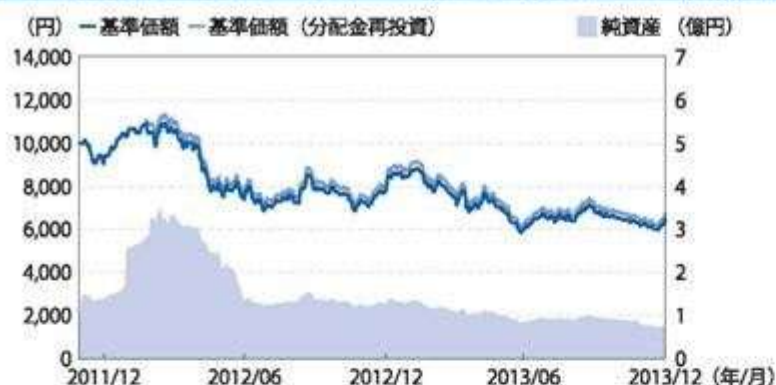
(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

《参考情報》

運用実績

2013年12月30日現在

<基準価額・純資産の推移> (2011年11月30日～2013年12月30日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額（分配金再投資）は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<分配の推移>

2013年11月	0円
2013年8月	0円
2013年5月	0円
2013年2月	20円
2012年11月	0円
設定来累計	420円

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
株式現物	92.94%
その他資産	7.05%
合計	100.00%

組入上位10銘柄

銘柄名	国・地域	業種	純資産比率
MOLYCORP INC	アメリカ	素材	10.01%
IMPALA PLATINUM HOLDINGS LIMITED	南アフリカ	素材	6.04%
PLATINUM GROUP METALS LIMITED	カナダ	素材	5.98%
JOHNSON MATTHEY PLC	イギリス	素材	5.51%
UMICORE	ベルギー	素材	4.47%
ILUKA RESOURCES LIMITED	オーストラリア	素材	4.37%
ALKANE RESOURCES LIMITED	オーストラリア	素材	3.51%
NORTHAM PLATINUM LIMITED	南アフリカ	素材	3.35%
MATERION CORPORATION	アメリカ	素材	3.34%
LYNAS CORPORATION LIMITED	オーストラリア	素材	3.26%

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。
 ※当ファンドにはベンチマークがありません。
 ※2011年については、当ファンドの設定時から12月末までの収益率を記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- （イ）取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

- （ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「レアメタル・フォーカス株式ファンド自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。
- （ハ）取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、以下のいずれかに該当する日には、取得申し込みの受付は行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

- （イ）受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

- （ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- （ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- （ニ）一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

※基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

（ホ）一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

（ヘ）委託者は、以下のいずれかに該当する日には、上記（イ）による一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

（ト）委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

（チ）上記（ト）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（二）の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
------	------

株式	原則として基準価額計算日 [※] の取引所の最終相場で評価
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

※外国で取引されているものについては、原則として基準価額計算時に知りうる直近の日とします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成33年11月25日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年2月26日から5月25日まで、5月26日から8月25日まで、8月26日から11月25日まで、11月26日から翌年2月25日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記（イ）の事項について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしています。

(ハ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ニ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c. 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任

した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更等

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記（イ）の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

(ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）および（ロ）の規定にしたがいます。

※この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c. 書面決議の手続き

(イ) 委託者は、上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」（イ）について、または「b. 投資信託約款の変更等」（イ）の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ロ) 上記（イ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ハ) 上記（イ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ホ) 上記（イ）から（ニ）までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（イ）から（ハ）までに規定する当ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(ヘ) 上記（イ）から（ホ）の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d. 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または上記「b. 投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記「c. 書面決議の手続き」で規定する書面に記載します。

e. 運用報告書

当ファンドについて、委託者は原則として6ヵ月ごと（原則として5月、11月の各特定期間の終了時）および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

f. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

h. 信託事務処理の再信託

（イ）受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（ロ）上記（イ）における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

i. 信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

（ロ）受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（ハ）上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者（約款に定める運用の指図に関する権限の委託先を含みます。）のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる

業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

j. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

k. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

また、委託者と投資顧問会社との間において締結している「投資一任契約」の有効期間は契約の締結日から投資信託約款に基づくファンドの信託終了日または当該契約に基づく契約終了の日までとし、途中での更新は行いません。なお、委託者、投資顧問会社は、相手方に対する90日前の書面による解約申し入れによりこの契約を解約できるものとし、

4 【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b. 一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。ただし、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

c. 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

○レアメタル・フォーカス株式ファンド

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期特定期間（平成25年5月28日から平成25年11月25日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期特定期間末 平成25年 5月27日現在	第4期特定期間末 平成25年11月25日現在
資産の部		
流動資産		
預金	3,474,874	2,180,784
コール・ローン	4,555,150	2,710,948
株式	95,251,820	78,131,209
新株予約権証券	—	67,106
派生商品評価勘定	1,790	14,700
未収入金	—	3,276,443
未収配当金	51,020	28,173
未収利息	5	3
流動資産合計	103,334,659	86,409,366
資産合計	103,334,659	86,409,366
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,575,200	—
未払受託者報酬	14,386	11,991
未払委託者報酬	512,141	426,789
その他未払費用	2,459	1,543
流動負債合計	2,104,186	440,323
負債合計	2,104,186	440,323
純資産の部		
元本等		
元本	143,538,189	136,035,881
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△42,307,716	△50,066,838
（分配準備積立金）	5,288,011	5,012,612
元本等合計	101,230,473	85,969,043
純資産合計	101,230,473	85,969,043
負債純資産合計	103,334,659	86,409,366

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期特定期間 自 平成24年11月27日 至 平成25年 5月27日	第4期特定期間 自 平成25年 5月28日 至 平成25年11月25日
営業収益		
受取配当金	415,105	413,339
受取利息	1,273	728
有価証券売買等損益	△19,548,162	△8,752,231
為替差損益	18,487,302	△838,689
営業収益合計	△644,482	△9,176,853
営業費用		
受託者報酬	31,336	23,947
委託者報酬	1,115,599	852,389
その他費用	418,521	415,955
営業費用合計	1,565,456	1,292,291
営業利益	△2,209,938	△10,469,144
経常利益	△2,209,938	△10,469,144
当期純利益	△2,209,938	△10,469,144
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,838,662	△372,256
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△45,389,917	△42,307,716
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,397,541	2,441,564
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,397,541	2,441,564
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,969,909	103,798
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,969,909	103,798
分配金	296,831	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△42,307,716	△50,066,838

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第4期特定期間 自 平成25年 5月28日 至 平成25年11月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）に基づいて評価しております。 新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 当ファンドの外貨建取引等の処理基準については、投資信託財産計算規則第60条及び第61条によっております。 計算期間に関する事項 前特定期間終了日に該当する日が休業日のため、当特定期間は平成25年 5月28日から平成25年11月25日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第3期特定期間末 平成25年 5月27日現在	第4期特定期間末 平成25年11月25日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 143,538,189口	1. 特定期間末日における受益権の総数 136,035,881口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 42,307,716円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 50,066,838円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7053円 (1万口当たり純資産額) (7,053円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6320円 (1万口当たり純資産額) (6,320円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第3期特定期間 自 平成24年11月27日 至 平成25年 5月27日	第4期特定期間 自 平成25年 5月28日 至 平成25年11月25日
1.委託者報酬	当ファンドの信託財産の運用指図に関する権限を委託するための費用405,986円。	当ファンドの信託財産の運用指図に関する権限を委託するための費用310,230円。
2.その他の費用	主に、海外カストディアンに対するカストディフィーであります。	主に、海外カストディアンに対するカストディフィーであります。
3.分配金の計算過程	第5期（自 平成24年11月27日 至 平成25年2月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（144,182円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,699,132円）及び分配準備積立金（5,617,841円）より分配対象収益は8,461,155円（1万口当たり570.09円）であり、うち296,831円（1万口当たり20円）を分配しております。 第6期（自 平成25年 2月26日 至 平成25年5月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,622,122円）及び分配準備積立金（5,288,011円）より分配対象収益は7,910,133円（1万口当たり551.07円）であります。分配を行っておりません。	第7期（自 平成25年 5月28日 至 平成25年8月26日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,557,253円）及び分配準備積立金（5,131,694円）より分配対象収益は7,688,947円（1万口当たり551.62円）であります。分配を行っておりません。 第8期（自 平成25年 8月27日 至 平成25年11月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,495,789円）及び分配準備積立金（5,012,612円）より分配対象収益は7,508,401円（1万口当たり551.93円）であります。分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第3期特定期間 自 平成24年11月27日 至 平成25年 5月27日	第4期特定期間 自 平成25年 5月28日 至 平成25年11月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 また、当ファンドは、為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左

2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、株式であり、株価変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドが利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、株式、新株予約権証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドが利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第3期特定期間末 平成25年 5月27日現在	第4期特定期間末 平成25年11月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	2.時価の算定方法
株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
派生商品評価勘定 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	新株予約権証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	派生商品評価勘定 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

	第3期特定期間 自 平成24年11月27日 至 平成25年 5月27日	第4期特定期間 自 平成25年 5月28日 至 平成25年11月25日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第3期特定期間末 平成25年 5月27日現在	第4期特定期間末 平成25年11月25日現在
期首元本額	172,115,925円	143,538,189円
期中追加設定元本額	9,242,264円	297,692円
期中一部解約元本額	37,820,000円	7,800,000円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第3期特定期間末 平成25年 5月27日現在	第4期特定期間末 平成25年11月25日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当特定期間の損益に含まれた評価差額 （円）
株式	△20,730,836	△7,329,243
新株予約権証券	—	△255,857
合計	△20,730,836	△7,585,100

３ デリバティブ取引等関係 取引の時価等に関する事項 (通貨関連)

種類	第3期特定期間末 平成25年 5月27日現在				第4期特定期間末 平成25年11月25日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年 超				うち1年 超		
市場取引以外の取引 為替予約取引								
売建	2,018,990	—	2,017,200	1,790	7,116,900	—	7,102,200	14,700
米ドル	2,018,990	—	2,017,200	1,790	7,116,900	—	7,102,200	14,700
合計	2,018,990	—	2,017,200	1,790	7,116,900	—	7,102,200	14,700

時価の算定方法

為替予約取引

1)期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ①期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。
- ②期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物売買相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物売買相場の仲値で評価しております。

2)期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	ALLEGHENY TECHNOLOGIES INC	700	33.93	23,751.00	
	FMC CORPORATION	200	72.92	14,584.00	

	MATERION CORPORATION	800	28.63	22,904.00	
	MINING AND METALLURGICAL COMPANY NOR-ADR	1,200	14.87	17,844.00	
	MOLYCORP INC	14,588	4.67	68,125.96	
	RARE ELEMENT RESOURCES LIMITED	6,500	1.54	10,010.00	
	SOCIEDAD QUIMICA Y MINERA DE CHILE-ADR	950	24.78	23,541.00	
	TRONOX LIMITED-CLASS A	850	21.05	17,892.50	
米ドル 建小計		25,788		198,652.46 (20,157,265)	
カナダドル	AVALON RARE METALS INC	22,600	0.66	14,916.00	
	CANADA LITHIUM CORPORATION	67,600	0.40	27,378.00	
	EASTERN PLATINUM LIMITED	312,700	0.07	21,889.00	
	GREAT WESTERN MINERALS GROUP LIMITED	70,500	0.08	5,640.00	
	IVANHOE MINES LIMITED	7,000	2.05	14,350.00	
	MIDAS GOLD CORPORATION	10,200	0.74	7,548.00	
	NORTH AMERICAN PALLADIUM LIMITED	14,700	0.51	7,497.00	
	PLATINUM GROUP METALS LIMITED	43,300	1.40	60,620.00	
	QUEST RARE MINERALS LIMITED	17,700	0.50	8,850.00	
カナダドル 建小計		566,300		168,688.00 (16,231,159)	
ユーロ	UMICORE	800	32.75	26,204.00	
ユーロ 建小計		800		26,204.00 (3,603,050)	
英ポンド	JOHNSON MATTHEY PLC	1,045	32.68	34,150.60	
	KENMARE RESOURCES PLC(UK)	52,600	0.18	9,915.10	
英ポンド 建小計		53,645		44,065.70 (7,258,061)	
オーストラリアドル	ALKANE RESOURCES LIMITED	90,000	0.37	33,300.00	
	BASE RESOURCES LIMITED	68,541	0.42	28,787.22	
	GALAXY RESOURCES LIMITED	119,968	0.04	5,638.49	
	ILUKA RESOURCES LIMITED	4,200	9.00	37,800.00	
	LYNAS CORPORATION LIMITED	86,000	0.31	27,090.00	
	MINERAL DEPOSITS LIMITED	6,300	2.60	16,380.00	
	WESTERN AREAS LTD	6,500	2.28	14,820.00	
オーストラリアドル 建小計		381,509		163,815.71 (15,272,538)	

香港ドル	CHINA RARE EARTH HOLDINGS LIMITED	153,600	1.23	188,928.00	
香港ドル 建小計		153,600		188,928.00 (2,473,067)	
南アフリカランド	ANGLO AMERICAN PLATINUM LIMITED	600	393.20	235,920.00	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LIMITED	4,400	121.54	534,776.00	
	NORTHAM PLATINUM LIMITED	7,300	40.66	296,818.00	
	NORTHAM PLATINUM LIMITED-RIGHTS	286	0.81	231.66	
	ROYAL BAFOKENG PLATINUM LIMITED	3,900	60.70	236,730.00	
南アフリカランド 建小計		16,486		1,304,475.66 (13,136,069)	
合 計		1,198,128		78,131,209 (78,131,209)	

(注)外貨建株式の評価額の単価は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
オーストラリアドル	新株予約権証券	GALAXY RESOURCES LTD WR 2014/12/31	89,976.00	719.80	
オーストラリアドル建小計			89,976.00	719.80 (67,106)	
合 計				67,106 (67,106)	

(注)券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

- 1.小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄の記載は、邦貨金額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入新株予約権 証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
米ドル	株式 8銘柄	23.4%	—	25.8%
カナダドル	株式 9銘柄	18.9%	—	20.8%
ユーロ	株式 1銘柄	4.2%	—	4.6%

英ポンド	株式	2銘柄	8.4%	—	9.3%
オーストラリアドル	株式	7銘柄	17.8%	—	19.5%
	新株予約権証券	1銘柄	—	0.1%	0.1%
香港ドル	株式	1銘柄	2.9%	—	3.2%
南アフリカランド	株式	5銘柄	15.3%	—	16.8%

（注1）組入株式時価比率及び組入新株予約権証券時価比率は、純資産総額に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

（注2）有価証券の合計額に対する比率は、邦貨建有価証券評価額及び外貨建有価証券の邦貨換算評価額の合計に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成25年12月30日現在）

I 資産総額	76,304,791円
II 負債総額	138,507円
III 純資産総額（I－II）	76,166,284円
IV 発行済口数	117,642,007口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6474円
（1万口当たり純資産額）	（6,474円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（1）投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等名簿

該当事項はありません。

（3）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成25年12月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b. 委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

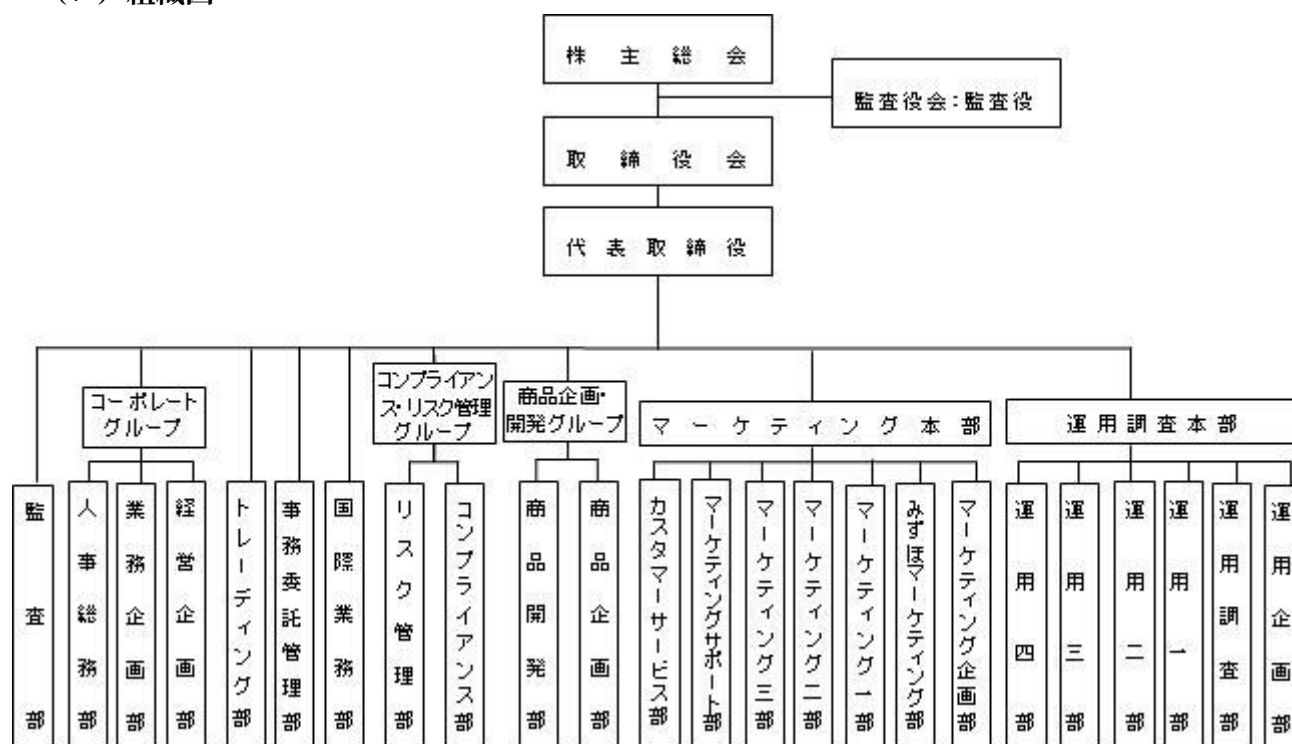
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

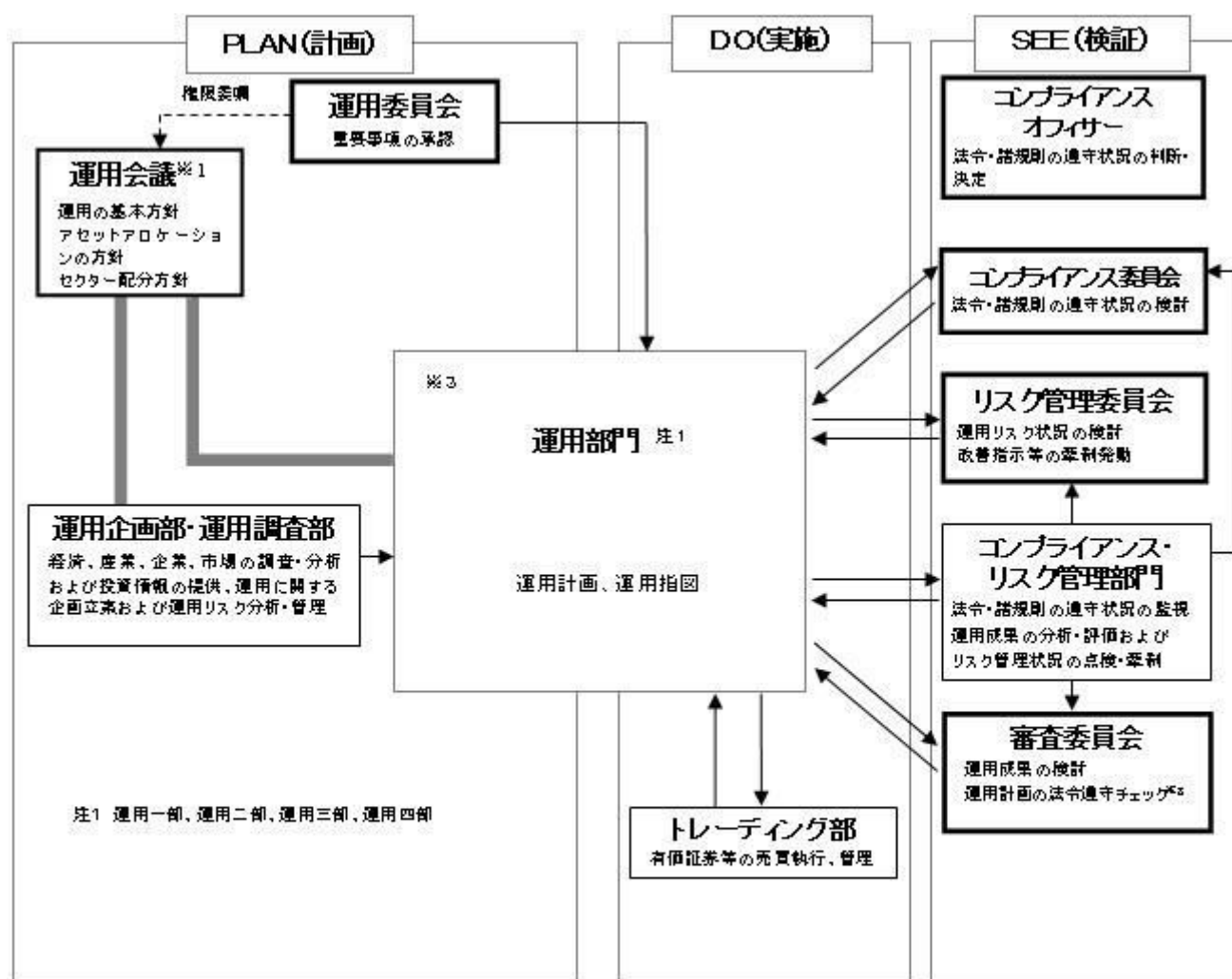
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



(ハ) 投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～四部)で構成されます。

※2 コンプライアンス・リスク管理部門およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年12月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成25年12月30日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	244	3,481,460
株式投資信託（合計）	216	2,713,686
単位型	8	71,908
追加型	208	2,641,777
公社債投資信託（合計）	28	767,773
単位型	1	783
追加型	27	766,990

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第53期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第54期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1. 財務諸表

（1）【貸借対照表】

		(単位：千円)	
		前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	8,592,890		10,766,270
有価証券	6,903,772		5,259,693
貯蔵品	268		1,062
立替金	2,141		30,280
前払金	26,845		25,483
前払費用	18,185		20,286
未収入金	29		—
未収委託者報酬	1,805,198		1,891,689
未収運用受託報酬	105,245		86,074
未収収益	27,583		13,810
繰延税金資産	183,764		192,202
流動資産合計	17,665,924		18,286,853
固定資産			
有形固定資産			
建物（純額）	※2 18,397	※2	15,051
構築物（純額）	※2 2,156	※2	1,886
器具・備品（純額）	※2 145,416	※2	95,877
リース資産（純額）	※2 3,064	※2	680
建設仮勘定	6,663		—

有形固定資産合計	175,697	113,496
無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	※3 38,365	※3 39,774
ソフトウェア仮勘定	6,554	—
無形固定資産合計	45,012	39,866
投資その他の資産		
投資有価証券	4,293,799	2,929,683
関係会社株式	77,100	77,100
長期差入保証金	125,621	125,515
長期繰延税金資産	65,901	8,695
前払年金費用	471,439	410,271
その他	22,000	10,632
貸倒引当金	△13,350	-
投資その他の資産合計	5,042,512	3,561,898
固定資産合計	5,263,222	3,715,261
資産合計	22,929,146	22,002,115

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	17,113	18,156
リース債務	6,508	1,206
未払金		
未払収益分配金	584	336
未払償還金	18,249	14,470
未払手数料	※1 920,180	※1 964,634
その他未払金	281,635	195,035
未払金合計	1,220,650	1,174,476
未払費用	388,419	402,634
未払法人税等	652,412	471,902
賞与引当金	257,200	299,000
役員賞与引当金	35,000	45,500
流動負債合計	2,577,303	2,412,875
固定負債		
長期リース債務	2,362	1,156
退職給付引当金	169,955	168,209
役員退職慰労引当金	75,625	80,416
執行役員退職慰労引当金	128,916	99,750
固定負債合計	376,859	349,532
負債合計	2,954,163	2,762,408
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		

利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	11,118,000	10,000,000
繰越利益剰余金	1,427,158	1,559,003
利益剰余金合計	12,905,651	11,919,497
自己株式	△6,827	△72,415
株主資本合計	20,184,823	19,133,081
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△209,840	106,625
評価・換算差額等合計	△209,840	106,625
純資産合計	19,974,983	19,239,706
負債純資産合計	22,929,146	22,002,115

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		19,353,740		19,893,907
運用受託報酬		196,866		170,563
営業収益合計		19,550,606		20,064,471
営業費用				
支払手数料	※1	10,353,047	※1	10,580,803
広告宣伝費		239,373		213,908
公告費		4,161		1,919
調査費				
調査費		258,007		275,599
委託調査費		2,747,489		2,855,086
図書費		6,390		5,332
調査費合計		3,011,888		3,136,017
委託計算費		502,554		533,813
営業雑経費				
通信費		38,375		37,161
印刷費		151,954		132,025
協会費		12,077		14,855
諸会費		2,867		3,088
その他		27,590		23,541
営業雑経費合計		232,865		210,672
営業費用合計		14,343,891		14,677,134
一般管理費				
給料				
役員報酬		92,370		93,516
給料・手当		1,276,693		1,395,728
賞与		228,039		221,930
給料合計		1,597,103		1,711,175
交際費		13,677		9,782
寄付金		7,752		2,465

旅費交通費	81,442	81,050
租税公課	44,308	52,119
不動産賃借料	200,662	211,739
賞与引当金繰入	257,200	299,000
役員賞与引当金繰入	35,000	45,500
役員退職慰労引当金繰入	36,761	28,335
退職給付費用	157,497	195,268
減価償却費	86,469	88,183
諸経費	490,232	533,744
一般管理費合計	3,008,107	3,258,364
営業利益	2,198,608	2,128,972

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	53,031	157,357
有価証券利息	39,104	12,764
受取利息	24,291	22,364
時効成立分配金・償還金	11,287	3,608
雑益	2,968	26,471
営業外収益合計	130,682	222,565
営業外費用		
支払利息	572	222
時効成立後支払分配金・償還金	3,264	1,339
雑損	6,174	22
営業外費用合計	10,011	1,585
経常利益	2,319,278	2,349,952
特別利益		
貸倒引当金戻入	—	1,982
投資有価証券売却益	10,098	146,334
特別利益合計	10,098	148,316
特別損失		
貸倒引当金繰入額	13,350	—
固定資産除却損	※2 499	※2 101
投資有価証券売却損	25,606	37,198
投資有価証券評価損	—	49,352
減損損失	441	4,291
特別損失合計	39,897	90,943
税引前当期純利益	2,289,480	2,407,325
法人税、住民税及び事業税	1,006,533	983,713
法人税等調整額	△51,486	△129,642
法人税等合計	955,047	854,070
当期純利益	1,334,432	1,553,255

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	4,524,300	4,524,300
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,761,700	2,761,700
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	360,493	360,493
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	12,118,000	11,118,000
当期変動額		
別途積立金の取崩	△1,000,000	△1,118,000
当期変動額合計	△1,000,000	△1,118,000
当期末残高	11,118,000	10,000,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,646,588	1,427,158
当期変動額		
剰余金の配当	△3,553,863	△2,539,409
別途積立金の取崩	1,000,000	1,118,000
当期純利益	1,334,432	1,553,255
当期変動額合計	△1,219,430	131,845
当期末残高	1,427,158	1,559,003
利益剰余金合計		
当期首残高	15,125,082	12,905,651
当期変動額		
剰余金の配当	△3,553,863	△2,539,409
当期純利益	1,334,432	1,553,255
当期変動額合計	△2,219,430	△986,154
当期末残高	12,905,651	11,919,497

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
--	---	---

自己株式		
当期首残高	△6,827	△6,827
当期変動額		
自己株式の取得	—	△65,588
当期変動額合計	—	△65,588
当期末残高	△6,827	△72,415
株主資本合計		
当期首残高	22,404,254	20,184,823
当期変動額		
剰余金の配当	△3,553,863	△2,539,409
当期純利益	1,334,432	1,553,255
自己株式の取得	—	△65,588
当期変動額合計	△2,219,430	△1,051,742
当期末残高	20,184,823	19,133,081
評価・換算差額等		
其他有価証券評価差額金		
当期首残高	△227,077	△209,840
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,237	316,465
当期変動額合計	17,237	316,465
当期末残高	△209,840	106,625
純資産合計		
当期首残高	22,177,176	19,974,983
当期変動額		
剰余金の配当	△3,553,863	△2,539,409
当期純利益	1,334,432	1,553,255
自己株式の取得	—	△65,588
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,237	316,465
当期変動額合計	△2,202,193	△735,276
当期末残高	19,974,983	19,239,706

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

(2) 関連会社株式

総平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については

定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生翌期から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。

（未適用の会計基準等）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

① 概要

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正（退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法の改正等）

② 適用予定日

平成25年4月1日以後開始する事業年度の期末から適用予定

③ 当該会計基準等の適用による影響

財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
未払手数料	598,017千円	572,094千円

※ 2. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	517,744千円	578,691千円

※ 3. 無形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
無形固定資産の減価償却累計額	227,314千円	238,992千円

（損益計算書関係）

※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
支払手数料	7,038,413千円	6,343,293千円

※ 2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
器具・備品	499千円	101千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	756	—	—	756

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-----------	----------------	-----------------	-----	-------

平成23年6月20日 定時株主総会	普通 株式	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日
平成24年2月28日 臨時株主総会	普通 株式	2,551,491	1,400	平成24年2月9日	平成24年2月29日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	756	8,630	—	9,386

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加8,630株は、平成24年6月18日の定時株主総会の決議に基づいて行った自己株式取得による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年12月25日 臨時株主総会	普通 株式	2,539,409	1,400	平成24年11月28日	平成24年12月26日

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法（3）リース資産」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的債券、その他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的として為替予約を行っています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

② 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

③ 流動性リスクの管理

資金繰りについては、経営企画部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,592,890	8,592,890	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	1,502,185	1,506,150	3,964
其他有価証券	9,472,598	9,472,598	—
(3) 未収委託者報酬	1,805,198	1,805,198	—
(4) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されて いないもの	24	24	—

当事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	10,766,270	10,766,270	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	500,129	500,400	270
其他有価証券	7,490,195	7,490,195	—
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	1,891,689	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に

っております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
非上場株式	299,887	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	8,592,815	—	—	—
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	1,000,000	500,000	—	—
その他有価証券	4,800,000	809,629	660,677	—
(3) 未収委託者報酬	1,805,198	—	—	—

当事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	10,766,163	—	—	—
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	500,000	—	—	—
その他有価証券	4,258,263	357,062	1,056,875	—
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	—	—	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	1,502,185	1,506,150	3,964
	(3)その他	—	—	—
	小計	1,502,185	1,506,150	3,964
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		1,502,185	1,506,150	3,964

当事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	500,129	500,400	270
	(3)その他	—	—	—
	小計	500,129	500,400	270
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		500,129	500,400	270

2. 関連会社株式

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	580,313	505,000	75,313
	小計	580,313	505,000	75,313
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	41,123	45,457	△4,333
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	1,002,560	1,003,574	△1,014
	③その他	—	—	—
	(3)その他	7,848,601	8,245,960	△397,358
	小計	8,892,285	9,294,991	△402,706
合計		9,472,598	9,799,991	△327,393

（注）非上場株式（貸借対照表計上額222,787千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	1,461,472	1,219,754	241,717
	小計	1,461,472	1,219,754	241,717

貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	6,028,723	6,102,958	△74,234
	小計	6,028,723	6,102,958	△74,234
合計		7,490,195	7,322,713	167,483

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 売却したその他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	15,525	—	△14,365
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	303,927	880	—
③その他	—	—	—
(3)その他	2,262,094	5,690	△3,590
合計	2,581,546	6,570	△17,955

当事業年度（平成25年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	106,355	38,075	△1,080
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3)その他	3,921,927	108,259	△36,118
合計	4,028,282	146,334	△37,198

5. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について49,352千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度（平成24年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 豪ドル	450,000	—	24	24

合計	450,000	—	24	24
----	---------	---	----	----

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付債務（千円）	△1,162,110	△1,281,738
(2)年金資産（千円）	876,684	1,018,974
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)（千円）	△285,426	△262,764
(4)未認識数理計算上の差異（千円）	645,782	547,641
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）（千円）	△58,871	△42,815
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)（千円）	301,484	242,061
(7)前払年金費用（千円）	471,439	410,271
(8)退職給付引当金(6)－(7)（千円）	169,955	168,209

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
(1)勤務費用（千円）（注1）	80,752	108,925
(2)利息費用（千円）	23,098	17,431
(3)期待運用収益（減算）（千円）	18,807	17,533
(4)数理計算上の差異の費用処理額（千円）	73,807	86,570
(5)過去勤務債務の費用処理額（千円）	△16,055	△16,055
(6)小計(1)+(2)－(3)+(4)+(5)（千円）	142,794	179,338
(7)その他（千円）（注2）	14,702	15,930
(8)退職給付費用(6)+(7)（千円）	157,497	195,268

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（前事業年度 20,250千円、当事業年度 34,585千円）については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	1.5%	1.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	4,757千円	—千円
賞与引当金	111,065	130,944
減価償却超過額	3,087	796
退職給付引当金	106,517	95,500
役員退職慰労引当金	26,952	28,660
投資有価証券評価損	—	17,589
非上場株式評価損	28,430	28,430
未払事業税	49,129	42,964
その他有価証券評価差額金	117,552	—
その他	47,307	63,091
繰延税金資産小計	494,801	407,976
評価性引当額	△ 76,506	—
繰延税金資産合計	418,294	407,976
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	△ 60,857
前払年金費用	△168,021	△146,220
その他	△607	—
繰延税金負債合計	△168,628	△207,078
繰延税金資産の純額	249,665	200,897

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産	183,764千円	192,202千円
固定資産—長期繰延税金資産	65,901	8,695

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果	38.01%
(調整)	会計適用後の法人税等の	
役員給与永久に損金算入されない項目	負担率との間の差異が法	0.55
交際費等永久に損金算入されない項目	定実効税率の100分の5以	0.36
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	下であるため注記を省略	△0.51
目	しております。	0.16
住民税均等割		△3.18
評価性引当額の増減		0.09
その他		35.48
税効果会計適用後の法人税等の負担率		

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び
当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	みずほ証券株式 会社	東京都 千代田 区	125,167,284	金融商 品取引 業	(被所有) 直接76.70 間接 7.87	当社設定 の投資信 託受益権 の募集 ・販売役 員の兼任	債券等の現 先取引 当社設定の 投資信託受 益権の募 集・販売に 係る代行手 数料の支払 い	1,006,734 7,038,413	短期貸 付金 未払手 数料	— 598,017

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.91	当社設定の投資信託受益権の募集・販売役員の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	6,343,293	未払手数料	572,094

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	165,316	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払	74,884	その他未払金	7,593
							ハウジングサービス料支払	16,824	その他未払金	1,472
							メールシステムサービス料支払	18,000	その他未払金	3,150

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	173,969	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払	91,562	その他未払金	8,536
							ハウジングサービス料支払	16,824	その他未払金	1,472
							メールシステムサービス料支払	36,000	その他未払金	3,150

- (注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。
- (注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方法等
- (1) 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- (2) 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- (3) 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- (4) 計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	10,960円24銭	10,607円02銭
1株当たり当期純利益金額	732円20銭	854円62銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益金額（千円）	1,334,432	1,553,255
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,334,432	1,553,255
期中平均株式数（千株）	1,822	1,817

(重要な後発事象)

該当事項はありません

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	14,066,472
有価証券	3,396,540
貯蔵品	4,224
未収委託者報酬	2,254,580
未収運用受託報酬	116,216
繰延税金資産	213,024
その他	221,082
流動資産合計	20,272,141
固定資産	

有形固定資産		
建物（純額）	15,641	
構築物（純額）	1,768	
器具・備品（純額）	80,007	
リース資産（純額）	510	
有形固定資産合計	※1	97,928
無形固定資産		
ソフトウェア	35,726	
ソフトウェア仮勘定	4,725	
その他	91	
無形固定資産合計		40,542
投資その他の資産		
投資有価証券	2,781,291	
長期繰延税金資産	68,931	
前払年金費用	392,831	
その他	136,017	
投資その他の資産合計		3,379,072
固定資産合計		3,517,543
資産合計		23,789,684

(単位：千円)

当中間会計期間
(平成25年9月30日)

負債の部

流動負債

リース債務	796	
未払金		
未払収益分配金	311	
未払償還金	14,162	
未払手数料	1,136,139	
その他未払金	120,254	
未払金合計	1,270,867	
未払法人税等	875,366	
未払消費税等	※2	140,804
賞与引当金	295,000	
役員賞与引当金	27,300	
その他	456,495	
流動負債合計		3,066,630

固定負債

長期リース債務	754	
退職給付引当金	165,887	
役員退職慰労引当金	18,708	
執行役員退職慰労引当金	87,583	
固定負債合計		272,933

負債合計

3,339,564

純資産の部

株主資本

資本金	4,524,300	
資本剰余金		

資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	10,000,000
繰越利益剰余金	2,905,856
利益剰余金合計	13,266,350
自己株式	△72,415
株主資本合計	20,479,934
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△29,813
評価・換算差額等合計	△29,813
純資産合計	20,450,120
負債純資産合計	23,789,684

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	14,085,010
運用受託報酬	140,209
営業収益合計	14,225,219
営業費用及び一般管理費	※1 12,211,901
営業利益	2,013,318
営業外収益	
受取配当金	66,708
有価証券利息	3,744
受取利息	7,979
時効成立分配金・償還金	339
その他	9,142
営業外収益合計	87,915
営業外費用	
支払利息	35
時効成立後支払分配金・償還金	1,382
その他	1,261
営業外費用合計	2,679
経常利益	2,098,554
特別利益	
投資有価証券売却益	158,020
特別利益合計	158,020
特別損失	
固定資産除却損	5
投資有価証券売却損	42,388
特別損失合計	42,393
税引前中間純利益	2,214,180

法人税、住民税及び事業税	871,937
法人税等調整額	△4,610
法人税等合計	867,327
中間純利益	1,346,853

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	4,524,300
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,761,700
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	360,493
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	10,000,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	10,000,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	1,559,003
当中間期変動額	
剰余金の配当	—
中間純利益	1,346,853
当中間期変動額合計	1,346,853
当中間期末残高	2,905,856
利益剰余金合計	
当期首残高	11,919,497
当中間期変動額	
剰余金の配当	—
中間純利益	1,346,853
当中間期変動額合計	1,346,853
当中間期末残高	13,266,350

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成25年4月 1日	
至 平成25年9月30日)	
自己株式	
当期首残高	△72,415
当中間期変動額	
自己株式の取得	—
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	△72,415
株主資本合計	
当期首残高	19,133,081
当中間期変動額	
剰余金の配当	—
中間純利益	1,346,853
自己株式の取得	—
当中間期変動額合計	1,346,853
当中間期末残高	20,479,934
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	106,625
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間	
期変動額（純額）	△136,439
当中間期変動額合計	△136,439
当中間期末残高	△29,813
純資産合計	
当期首残高	19,239,706
当中間期変動額	
剰余金の配当	—
中間純利益	1,346,853
自己株式の取得	—
株主資本以外の項目の当中間期	
変動額（純額）	△136,439
当中間期変動額合計	1,210,413
当中間期末残高	20,450,120

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 関連会社株式

総平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却

原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
構築物	20年
器具備品	2～20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末日において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

※ 1. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	504,543千円

※ 2. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※ 1. 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	21,972千円
無形固定資産	5,676千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	9,386	—	—	9,386

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間（平成25年9月30日）

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

2. リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）２．参照）。

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	14,066,472	14,066,472	—
(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	5,901,679	5,901,679	—
(3) 未収委託者報酬	2,254,580	2,254,580	—

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成25年9月30日）

１．関連会社株式

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．其他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	1,490,890	1,343,749	147,141
	小計	1,490,890	1,343,749	147,141
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—

	③その他	—	—	—
	(3)その他	4,410,788	4,603,333	△192,544
	小計	4,410,788	4,603,333	△192,544
合計		5,901,679	5,947,083	△45,403

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

該当事項はありません。

関連情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	11,274円34銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	20,450,120

普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	20,450,120
普通株式の発行済株式数（株）	1,823,250
普通株式の自己株式数（株）	9,386
1株当たり純資産の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	1,813,864

項目	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	742円53銭
中間純利益金額（千円）	1,346,853
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	1,346,853
普通株式の期中平均株式数（株）	1,813,864

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

当社は、平成25年12月19日開催の臨時株主総会において、将来の事業展開や市況変動に備えるために適正な内部留保を維持しつつ、利益配分については株主の皆様へ安定的かつ可能な範囲で高水準の配当を実施していくことを基本的な考え方としており、次のとおり剰余金の処分を行うことを決議いたしました。

1. 剰余金の処分に関する事項

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| (1) 減少する剰余金の項目とその額
別途積立金 | 1,100,000千円 |
| (2) 増加する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 | 1,100,000千円 |

2. 株主配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,539,409千円
1株当たり配当額	1,400円
基準日	平成25年11月15日
効力発生日	平成25年12月20日

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引

業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

（４）委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（５）上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

ａ．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

ｂ．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

なお、「委託会社等の経理状況 中間財務諸表」の注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、平成25年12月19日付の臨時株主総会で期中配当を行うことを決議しました。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）三井住友信託銀行株式会社（「受託者」）

ａ．資本金の額

平成25年12月末現在、342,037百万円

ｂ．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（２）フランクリン・アドバイザーズ・インク（「投資顧問会社」）

ａ．資本金の額

平成25年12月末現在、4,209万米ドル

ｂ．事業の内容

米国籍の法人であり、主に投資アドバイザー、ポートフォリオ運用、ファンド資産管理等のサービス提供業務を営んでいます。

（３）販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成25年12月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
東洋証券株式会社	13,494	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上

三津井証券株式会社	558	同上
S M B C フレンド証券株式会社	27,270	同上
丸福証券株式会社	852	同上

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「投資顧問会社」は以下の業務を行います。

投資一任契約に基づく運用指図

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

委託者は、三津井証券株式会社の株式の5.7%を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

＜再信託受託会社の概要＞

- 名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

ファンドについては、当特定期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成25年 6月10日	臨時報告書
平成25年 8月26日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年 8月26日	有価証券報告書
平成25年 9月10日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年12月24日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 俊 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレアメタル・フォーカス株式ファンドの平成25年5月28日から平成25年11月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レアメタル・フォーカス株式ファンドの平成25年11月25日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月19日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月27日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中俊之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第54期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年12月19日開催の臨時株主総会において、別途積立金の減少及び剰余金の処分を決議し、平成25年12月20日にその効力が発生した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。